

岐阜自由民権研究の成果と課題

丹 羽 弘

I

自由民権運動の展開過程は、1874(明治7)年、板垣退助による民選議院設立建白にはじまり、80・81年の国会期成同盟の結成、国会開設請願運動、自由党の結党にみる全国的高揚をへて、82年の福島事件、84年の群馬・加波山・秩父・名古屋・飯田事件、86年の静岡事件を最後とする激化諸事件によって挫折した。その余波は、運動自体すでに変質・退潮期にはいった87年の三大事件建白、88年の大同団結運動をへて、初期議会における民党運動にまでおよんでいる。この自由民権運動は、帝国主義段階にまさに転化しようとする高度に発展をとげた世界資本主義に促迫され、成立過程にあった明治国家権力が、急激な資本制的生産様式の採用=上からの本源的蓄積を強行する過程において展開されている。その特殊性から、この運動の歴史的意義についてはいくつかの異なった見解があるが、絶対主義的国家権力に対抗し、国会開設・憲法制定・地租軽減・不平等条約撤廃・地方自治など、自由民権の要求をかかげて闘われたこの運動は、いくたの限界があり、運動自体としては挫折したとはいえ、わが国最初のブルジョア民主主義革命運動とみなしてよいであろう。

本稿の目的は、岐阜県における自由民権運動に関する諸研究を、できる限り全国的研究動向のなかに位置づけ、その成果と課題について考察することである。自由民権運動の研究は、戦後の近代史研究のなかでも、飛躍的発展をとげ、研究蓄積の多い分野の一つであるが、岐阜県の自由民権運動研究は、当地の民権運動と同様、他地域に比較して遅れているといわれている。

しかし、こうした状況のなかでも、1950年代半ば以降、注目すべきいくつかの研究が継続して行われてきている。従来の岐阜自由民権研究は、概略的にみて、第1期研究の開始期(1950年代～)、第2期研究の総括期(1970年代)、第3期研究の深化発展期(1980年代)と区分される。以上の時期区分にしたがって、主要とみなされる諸研究をとりあげ、その成果と今後に残された課題について検討を試みることとした。

II

第1期 研究の開始期(1950年代～)

1955年度の歴史学研究会大会(「明治維新と民権運動について」)の報告および総括提案¹⁾と討論において、従来の個別実証的研究の理論化がはかられ、いくつかの重要な基本的問題点——後進国ブルジョア革命の性格・政治と経済のズレ・民権運動がブルジョア的発展の中間地帯でおこった問題・国際的契機など——が提起された。この大会を画期として、1950年代は全国的にみて自由民権運動研究の第一高揚期といわれている。この時期、青木健児・村上貢・長谷川昇氏らによって、岐阜県における自由民権運動の本格的研究が開始されている。

まず青木論文をみておこう。「岐阜県に於ける自由民権運動」(1)・(2)(『岐阜史学』第24・25号、1958・59年)史料を各地に探訪し、岐阜自由民権運動をはじめて全面的にとらえよう意図した先駆的業績である。1880(明治13)・81年の国会期成同盟結成、国会開設請願運動から自由党結党にいたる民権運動の全国的高揚期における、県下民権運動の指導者岩田徳義をはじめ、

本多政直・能勢元造・後藤秀一などの民権家の活動のなかに「岐阜県に於ける民権運動の黎明」をみている。「政治結社の勃興」として、初期の啓蒙諸団体——濃飛共立議会・拡知社(以上はのち一部改進党系につながる)・九泉会=移石社・研修社・研修会・濃飛共立社など——から82(明治15)年濃飛自由党結成までの経過を述べ、濃飛自由党結成を可能にしたのは、岩田に代表される開明派インテリ士族と村山照吉・安田節藏・柴山忠三郎ら農村的指導者との結合——両指導者層の統一にあるとしている。「明治十五年と濃飛自由党」の項では、濃飛自由党から独自に生成展開したとみなされる「中津川グループ」について述べるにとどまり、論文としては「未完」におわっている。将来を期待されながら、研究途上での同氏の夭逝は惜しまれる。

村上貢氏は、東濃の民権家小池勇関係をはじめとする数多くの史料・論文を発表し²⁾、岐阜自由民権研究をいちだんと新たな段階にひきあげたといえよう。「『静岡事件』参画者小池勇の半生」(『歴史評論』第154・156号、1963年)さきに発表した「自叙伝」³⁾を駆使し、民権家小池勇の半生をまとめている。可児郡池田村(現多治見市池田町)、医家兼豪農地主出身の彼は、1880(明治13)年「教壇生活から自由民権運動へ」のり出し、主として名古屋において民権活動に従い、83年帰郷後も同志と密接な連絡をもっていた。84年飯田事件関係者として逮捕、さらに86年静岡事件関係者として処刑され、10年の獄中生活を送っている。静岡事件をめぐる民権家の動向を詳細にみるとことにより、学界でも問題とされている激化諸事件の連関性——「一般的の大動乱」について、その「計画が実際に進んでいたことを確認できるのではなかろうか」と述べている。なお彼が、84年7月同郷でおこった激化事件——加茂事件に全く関係しなかったことに言及し、「彼の限界を指摘するよりも、当年の日本の歴史的現実がはらんだ限界を発見すべきであろうか」としているが、この点、当時の自由党系と愛國交親社系との関連など今少し掘り下げて具体化する必要があるよ

うに思われる。「『経世新誌』と『学事新報』について——地方民権雑誌の実態——」(『商船高等専門学校紀要』第1号、1969年)1882(明治15)年、小池勇・広瀬(戴)重雄・村上佐一郎らの民権活動家が中心となって名古屋に設立した民権政社=「経世社」から発刊した民権雑誌『経世新誌』および同系統の教育雑誌『学事新報』について、経世社の成立事情、雑誌発行部数や配布地域の状況、その内容や影響などについて分析検討されている。このうち『学事新報』は教育問題をあつかっており、民権活動と教育との結合が現実化されている。当時教育関係の新聞雑誌はきわめて乏しく、この側面からの民権研究があまり進展していない現在、「日本の近代教育運動史上でも、また民権運動史の侧面を知る上でも貴重な文献」といえるであろう。「山岳水場論争と自由民権運動」(『岐阜史学』第56号、1969年)自由民権運動の発展は「地方ノ自治」運動をぬきにしては考えられない。地方自治そのものにかかる山岳水場論争を歴史的に究明するには、「県政——地方自治をめぐる民衆の動きを背景としてみないかぎり、正確に把握することは不可能」であるとの視角から、この論争のあゆみを自由民権運動との関連において考察している。岐阜県議会における治水費問題に端を発した山岳水場論争は、県政をめぐる吏党(与党)=治水派・野党=山岳派の対立となり、1882(明治15)年後半期の情勢は緊迫の度を加え、翌83年に入り「東濃四郡連合経済分離」「治水費追加割納入延期」運動を展開するにいたっている。この東濃の騒擾を、84(明治17)年におこった「加茂事件」の前史として位置づけ、「その背景には、急速に進行しつつあった農村の階層分化が考えられる」としている。

長谷川昇「加茂事件」(遠山茂樹・堀江英一編『自由民権期の研究』第2巻、有斐閣、1959年)⁴⁾1884(明治17)年には、自由民権激化諸事件が集中的に発生しているが、その年の7月、加茂郡西南部諸村を中心におこった激化事件——「加茂事件」をはじめてとりあげ、詳細に究明した注目すべき論文である。この事件では、「地租を百分の一に軽減」・「地租以外の諸税廃止」・「徵

「兵令廃止」の三条件を各戸長につきつけ、これを岐阜県庁に強願するように強要して村民を蜂起させ、警官隊との衝突をくりかえし、名古屋鎮台へ派兵の要請まで行われている。この事件の母体となった「愛国交親社」は、「発足の当初は『国会開設』を目標とする政社として『国会期成同盟』に参加しながら、終に自由党に合流する事なく然かも自由党と軋轢—対立を生じつつ伸長して行った特異な政社」であり、その理由は、「社員の階層が貧窮士族=都市細民層と貧農層との同盟という自由党と異なる構造」にあるとされている。加茂事件勃発にいたるまでの経過を、愛国交親社の構造的変化の視点から検討し、この事件の地帶的条件(岐阜県内における加茂郡の位置、激化地域の経済的条件)や性格(事件参加者の階層)を分析している。松方デフレ下の体制的沈静期におけるこの事件は、没落中農上層=農村組織幹部により、自作農=中農層(→地租軽減建白)の動向を母胎として、「結社禁止」に対抗する政治抵抗の意図のもとに計画されたが、「『地租軽減建白』を武力蜂起の線迄推し進めようとして成功せず」、結局、貧農=半プロレタリア層(→軍資金強盗下請・困民党的蜂起志向)の参加を得て行われたとしている。「加茂事件」の分析により、自由民権運動における、いわゆる「愛国社的潮流」および「在村的潮流」のほかに、「貧窮士族と貧農層の同盟」=「最下流民権」の形態を析出したことは特筆すべきである。なお、激化地域—加茂郡内各村別経済構造の分析に、1912(大正元)年の統計表が使用されているが(168-9頁、第17表)、1880(明治13)年時点における村毎の農村構造を知りうる『加茂郡各村略誌』(岐阜県歴史資料館蔵)を用いることがより適切であると思われる。また「加茂事件」と地租改正反対運動や小作争議との関連などの解明も今後の研究に期待したい。

III

第2期 研究の総括期(1970年代)
1960年代以降の地域史・民衆史研究の発展を

背景として、県史をはじめ各市町村史編纂がさかんに行われた。この時期は岐阜県の自由民権運動に関する諸研究が一応総括された時期とみなしてよいであろう。とりわけ、松本平治氏執筆にかかる『岐阜県史』通史編近代下(1972年)は、編纂過程で新たに発掘された史料を加え、従来の諸研究を体系的に集大成したものである⁵⁾。

本書には、自由民権期のみならず、県下各層の憲法受容の形態、条約改正・国会開設・地租軽減などの諸問題をめぐる自由党系・改進党系の対応、1891(明治24)年濃尾大震災後の西別院事件や県下各地に広範に展開された農民運動——震災費不正追及運動・小作争議——と、そこでの自由党系の活動などについて詳細に叙述されている。本書によれば、民権運動自体としては挫折したが、民権運動の流れは、その後の種々な政治・社会運動の母胎となっている。民権運動のなかから生まれた自由・改進の対立は、県下政治運動の底流として常に存在しており、地域に奉仕するすぐれた地方政治家として、岐阜地域の堀部松太郎・山田永俊や出獄後的小池勇などの活動がみられる。また明治20年代の山田頼次郎らを中心とする農民運動、岩田徳義を指導者とする新しい形の青年運動、岐阜市平民会の中心勝精らの平民社時代の社会主義的活動等も、すべて民権運動の流れのなかで展開されていることを知ることができる。以後の岐阜自由民権研究のほとんどは、本書を基盤とし、さらに深化発展させる方向で行われているといつてよいであろう。以下、関係箇所の章別構成をあげておこう。

第二章自由民権運動 第一節民権運動の胎動(旧体制の崩壊と民権、民権運動の曙) 第二節民権運動の発展(党派の成立と言論・出版活動、板垣伯の遭難) 第三節民権運動の衰退(民権運動の衰退、激化運動、県会の動き等) 第三章帝国議会開設期と政党 第一節政治運動の復活(政談演説会等、三大建白運動と大同団結運動、新聞・政論) 第二節憲法発布と国会開設(憲法発布、条約改正反対運動、国会開設) 第三節濃尾震災と政治・社会運動(国会開設後の県下政

界の動き、市町村内の状況、社会運動) 第四節 小崎知事時代(二五年議会選挙、小崎知事排撃・追及運動、県会の状勢)。

1882(明治15)年の「自由党総理板垣退助岐阜遭難事件」は、本県はもとより全国的民権運動の最高潮をなすものであり、それだけに、この事件に関する研究はきわめて多い。ここでは建部恒二「板垣退助の岐阜遭難」(1)~(10)(『濃飛人』第323~332号、1971年)⁶⁾をあげておこう。建部氏は、この事件がおこった岐阜中教院の院主松三郎の子として生まれ、所蔵史料、父その他からの聞き取り、従来の研究などに依拠して本論文を叙述している。遭難現地の状況のみでなく、その前後に県下で展開された民権運動の実態をかなりくわしく、「明治民権史話」としてまとめている。

国学と民権運動との関連を追究したものに長谷川昇「平田門国学者の民権運動への移行について」(『日本私学教育研究所紀要』第7巻第2号、1972年)がある。東濃中津川では、幕末文久期ごろから明治初年にかけて、豪商農層を中心には多数の平田国学入門者が続出している。ところが国学はその後急速におとろえ、20年後の1882(明治15)年、板垣退助一行の東濃遊説一岐阜遭難事件前後には、国学入門の同じ層から民権運動家が輩出するにいたっている。平田門国学と自由民権運動をつなぐ人物の系譜について、「世代論」的視点から思想形成の有無を検討し、平田学で自己形成を終えた者は民権運動に移行せず、平田学で自己形成をなし得なかった者は民権運動に移行し易かったと述べている。さらに、平田国学の思想内容の発展過程に、自由民権運動と結びつく内的契機があるかどうかについて考察し、究極的に両者は「結びつかない、内的関連性がないといった方が正しい」と結論づけている⁷⁾。

村上貢「自由党激化諸事件と一斉蜂起論」(『歴史評論』第310号、1976年)すでにみたごとく、「一斉蜂起論」ひいては激化諸事件の関連については、旧論文において提起されている。民権運動史研究——とりわけ民衆運動史的側面——の新たな展開に対応し、再び小池勇関係

史料を中心として、激化諸事件関係者の動向に詳細な検討を加え、「一斉蜂起」——「一般の大動乱」の可能性を追求し、その計画が進められていたことを明らかにしている。そして、「民権運動の全過程で民衆と隔離していたわけではない」が、「地域農民との連携、組織化」を全く意識しなかった点に、「当年の急進主義者の限界」を認めている。村上氏は、本論文の発表にひきつづき、「小池勇自叙伝」を中心とする小池史料と、本稿でもとりあげた主要三論文とをまとめて、『自由党激化事件と小池勇』(風媒社、1976年)を刊行している。

IV

第3期 研究の深化発展期(1980年代)

1981年11月、自由民権百年第一回全国集会が神奈川県民ホールで行われ、3年後の84年11月、第二回全国集会が早稲田大学で開催された。「自由民権と現代」という基本テーマのもとで行われたこの集会は、全国的な地域史・民衆史の「掘りおこし」ともかかわって、その特徴は、従来の研究者専門家ののみでなく、広く自由民権運動に関心をもつあらゆる階層の人々を糾合したことであった。この集会を契機として、その後に、各地で様々と近代史研究会が設立され、自由民権運動についての学習研究・著作活動が活発に展開され、中央・地方を通じて、いくつかの学会誌は自由民権研究の特集をくむにいたっている。現在、自由民権研究は、1950年代の第一高揚期につぐ第二高揚期といわれている。こうした全国的動向のなかで、本県においても、82年7月、「岐阜県近代史研究会」の創設をみたが、この会員には民権研究者がそろっており、さかんに研究活動が推進されている。したがってこの時期を、岐阜自由民権研究の深化発展期とみなしてよいであろう。

ここではまず、『岐阜市史』通史編近代(1981年)のうち、堀部満氏執筆にかかる分——第一章第七節自由民権運動(民権運動の黎明、民権運動の発展と衰退) 第二章第二節政治・社会運動(岐阜市の動き、民権運動の再興)——をと

りあげよう。岐阜周辺地域を主対象として、新たに発掘された膨大な民権関係史料⁸⁾を駆使し、1878(明治11)年、土佐立志社を中心とする愛国社の再興から、94(同27)年、自由党濃飛派の没落にいたるまでの、自由民権運動展開の全過程を一貫して叙述している。さきにみた『岐阜県史』以来の当地域民権研究を、体系的に集大成したものといえよう。とりわけ、当地域土着の在村的民権家——村山照吉・小野小野三・西川(後藤)鷹太郎・山田頼次郎・後藤秀一など——の思想形成過程やその活動についての詳細な叙述が注目される。

上記のほか、堀部氏の論文をみておこう。「濃飛日報の歩み—小野小野三氏回顧録による—」(『郷土研究・岐阜』第16号、1977年)『濃飛日報』は、県下自由党の機関紙として、1888(明治21)年創刊され、1925(大正14)年岐阜新聞と改題、41~42(昭和16~17)年岐阜合同新聞への併合にいたるまで継続している。生涯の大半を濃飛日報とともにした、民権家小野小野三の「回顧録」により、同紙47年間の歩みを5期に分け、経営の変遷、蒙った筆禍の歴史および関係者の活動について述べ、詳細な年譜を作成している。「明治十年代真桑用水井水争論一件」(『岐阜県歴史資料館報』第5号、1982年) 民権研究が「民権運動家を中心とした政治運動主体の側面だけにとどまることなく、様々な角度から新思潮胎動の状況を発掘究明し、相関するそれらの総和の中に民権運動を定置考察」する必要があるとの視角から、真桑用水にかかわる「井水争論」について分析している。この争論は、本巣郡上・下真桑村と見延・随原・早野村との間で、「井水取締(かつての井頭)による高割目分量配水の慣行」をめぐり、1879(明治12)年9月始審上告より、83年8月大審院判決にいたる、ほぼ4年間にわたって争われている。この過程において、「水利社会の持つ保守的、閉鎖性を超えた村落共同体内部からの近代化、開明化への胎動」が看取され、こうした状況のなかに「明治十年代の政治運動の動向をとらえてみる必要」があると述べている。「堀部松太郎と根尾段木狩下げ事件」(『岐阜県歴史資料館報』第6号、1983

年) 県下自由党の指導者堀部松太郎⁹⁾が深くかかわった「根尾段木狩下げ事件」をとりあげ、彼がこくめいに書きつづった「記録」¹⁰⁾により明らかにしている。根尾谷段木川下げは、席田・真桑用水懸りの井水村々の用水確保・用水路保全などの面で影響がきわめて大きく、段木川下げにともなう留堰の実施には、井水取締の立会を必要とする約定も締結されていた。当事件は、1881(明治14)年、この慣例を無視して、「根尾段木商社」が留堰を設置したのにたいし、用水懸りの村々を代表する井水取締側が、「古来の成規…慣例」をたてに争ったものであり、当時本巣郡仏生寺村戸長兼井水取締であった堀部松太郎が、この事件を主導的に解決している。翌82年「濃飛自由党」の結成に、彼が尽力していることから、「本件におけるその活動は、その後の彼の軌跡を窺うに重要な位置づけを持つ」としている。

若井正氏は、きわめて多面的に岐阜自由民権研究にとりこんでいる。同氏の研究は、すでにみた長谷川昇氏の「加茂事件」の研究につらなる「愛国交親社」「愛親社」に関するものと、岩田徳義を主とする民権家に関するものとに大別される。以下主要な論文をとりあげてみよう。「加茂・可児地方草莽運動史」(『岐阜史学』第67号、1977年)、「同・補遺」(『郷土研究・岐阜』第15号、1977年) 幕末維新期、加茂・可児地方を中心に形成された尾張藩草莽隊(狂草・草薙・正氣・千村隊)の動向を分析し、そこに、1884(明治17)年、当地方におこった「加茂事件」の主体をなした「愛国交親社」への潮流をみている。「愛親社—庄林一正の動向を中心の一」(『岐阜史学』第68号、1978年)「愛親社」は、加茂事件勃発直前の1884(明治17)年7月、結社禁止処分を受けた愛国交親社が、87年10月の「三大事件建白」を契機とする大同団結運動の全国的高揚のなかで、再生した政治結社である。社長庄林一正の動向を中心に、加茂・可児地方の同社員宅に基礎史料を求め、愛親社の結成から、初期議会期における活動、日清開戦にさいしての義勇軍運動の展開、1900(明治33)年2月、庄林一正の死をもって終結するまでの、

同社 10 余年の歴史を明らかにしている。なお、「愛国交親社→愛親社の社員分布推移の経済史的」分析、「屈折した政治軌跡の鮮明化—特に国権派と総称されるものの質的相違の検討」、濃尾大震災後の「西別院事件を契機に頻発する小作問題と中・貧農層で形成する愛親社との関連性」などの諸問題を今後の課題としている。「愛親社紙幣賃造事件・試論—加茂・名古屋両事件との関係—」(『東海近代史研究会会報』第 2 号、1979 年) 1889(明治 22) 年 10 月、政府顛覆を目的として、可児郡中心に発生した「愛親社紙幣賃造事件」について検討を試みている。愛親社の前身である愛国交親社には、結社禁止処分後、名古屋事件につらなる都市ルンプロ層、加茂事件につらなる山間部最急進派農民層、中間的穩健層の三つの流れがあり、結局、当事件は「加茂・名古屋両事件の複合的性格をもつもので、朝宮事件に始まる愛国交親社=愛親社激化諸事件のふきだまり的事件ということができる」と結論づけている。

若井氏は、岩田徳義に関する数多くの研究を発表している¹¹⁾。「岐阜県初期自由民権運動史——岩田徳義と内藤魯一との関係を中心にして」(『東海近代史研究』第 4 号、1982 年) 「岐阜県の民権運動の流れを解明するには、単に岐阜県側のみのアプローチにとどめず、むしろ愛知県から岐阜県に転入してきた岩田徳義を典型とした愛知県側からのアプローチの二本立て研究」する必要があり、「民権の移入が愛知県から岐阜県にもたらされた点を大きく評価し、岩田を中心とした内藤魯一との交流あるいは愛岐日報グループとの関係などに注目」するという視角にたってまとめている。単に県内ののみにとどまらず、他地域との関連性を重視している点、特筆しておきたい。「岩田徳義の『新聞事件』」(『岐阜史学』第 76 号、1982 年) 岩田徳義の「新聞事件」は、後述する後藤秀一の「天皇不敬罪事件」、村山照吉の「酒屋会議事件」と並ぶ岐阜県自由民権運動三大弾圧事件の一つであるといわれている。当事件発生以前に岩田は、1882(明治 15) 年 3 月、「政論演説会」開会予定の広告をめぐり「集会条例違反」、翌 83 年 1 月、「政談演

説禁止処分」という二つの弾圧を受けている。

「新聞事件」は、同年 4 月の新聞紙条例改正により、岩田が関与した三新聞(内外教育新聞、濃飛自由新聞、大垣新報)が廃刊となったあと、彼が創立した「内外教育新聞社」より「内外教育新誌」刊行をめぐり発生している。岩田は、「私印偽造行使及び新聞紙条例違反」として同年 10 月未決監入り、85 年 9 月の出獄まで約 2 年間の獄中生活—裁判闘争を続けている。若井氏は、岩田の「新聞事件」について、「板垣岐阜遭難事件」を契機として著しく高揚した「岐阜県自由民権運動のせん滅を図る県令小崎利準によって、起るべくして起こった弾圧事件」とみなし、さらにこの事件による岩田の捕縛がなければ、濃飛自由党グループが、84(明治 17) 年の「激化諸事件に絡む可能性」を示唆している。「後藤秀一の『天皇不敬罪事件』——手塚豊氏の間に答えて——」(『岐阜史学』第 75 号、1982 年) 1882(明治 15) 年 5 月 7 日、不破郡赤坂村における政談演説会で、濃飛自由党員後藤秀一が行った演説「民権論」が天皇不敬罪に問われた事件である。この事件の究明、とくに 86(明治 19) 年の演説内容から検討し、彼の自由民権思想は、ルソー流社会契約説の立場をとる民権左派に属し、天賦人権論に裏づけられた人民主権主義思想であり、民衆の革命権を肯定していること、平民出身者としての脱世襲的思考から、「一局議院」を想定し、天皇否定論・共和制論につながる政体論であったことなどを指摘している。なお、村山照吉の「酒屋会議事件」については、「近々発表」されるとのこと¹²⁾、その研究成果に期待したい。

前期にひきつづく村上貢氏の研究をみておこう。「帝国議会開設前後の地方政社——濃飛日報と濃飛自由俱楽部」(『弓削商船高等専門学校紀要』第 10 号、1978 年) 種々の限界があったとはいえ、激しい民権運動の過程を経て高められた地方政社—地方政治家の「政治思想」や「不充分ながら進展をみた『市民的党派』と『農民的党派』の結合」は、大同団結期ないしは帝国議会開設前後の時期において、どうなったであろうかという発想のもとに、県下濃飛自由クラ

ブ＝濃飛派に照明をあてながら考察している。すなわち、大同団結期から明治 20 年代なかばまでの時期を対象に、民権思想の発展と継承、濃飛自由クラブ＝濃飛派—濃飛日報の動向、濃尾大震災後の農民運動における濃飛派の活動、地租軽減運動をめぐる濃飛日報の対応などにつき、詳細な分析・検討がなされている。濃飛自由クラブ＝濃飛派—濃飛日報の動向には、「二十年代の自由党と比較すれば何か異質的なもの」がみられ、この性格が 1892(明治 25) 年なかば以降急変してくる理由として、中央からの影響もあるが、「決定的なことは、県下自由党の指導勢力の交替である」としている。小池勇関係の研究をまとめて著書を出版されたことについてはすでに述べたが、論文発表や「史料紹介」¹³⁾など、この面でも研究の深化がはかられている。

「静岡事件公判による小池勇」(『岐阜史学』第 73 号、1981 年) 静岡事件当年の新聞論調、公訴状および判決文、傍聴人の手記等を紹介し、さらに『自由党史』や小池勇「自叙伝」の記録から、自由民権運動史上における静岡事件の性格やその歴史的意義を明らかにしている。なおさいきん「静岡事件に関する新資料」¹⁴⁾が発掘・公表されたので、この面での研究の一層の進展が期待される。

この時期、岐阜自由民権研究に意欲的にとりくみ、いくつかの注目すべき研究を発表している横山真一氏の諸論文をあげておこう。「濃尾震災後の民衆運動——震災費不正追及運動を中心にして」(『駒沢大学史学論集』第 11 号、1981 年、) ¹⁵⁾ 1891(明治 24) 年の濃尾大震災後に発生した民衆運動(震災費不正追及運動)を、明治 20 年代における政治・経済状況——地方統治と寄生地主制の確立過程——のなかに位置づけて考察している点に、とくに注目しておきたい。この運動の展開過程を概略的に三つの時期に区分し、初期の紛争→町村役場における帳簿閲覧要求運動→郡町村長・助役などにたいする告訴・告発にみられる法廷闘争の形態をとったことを明らかにし、その間の運動の指導者層として、自由党系活動家と「演説遣い」との活動および両者の本質的相違点についても言

及している。そして、この運動自体の性格としては、町村民を主体とする「地方自治要求の色彩を色濃く持つ運動」であり、「ある程度まで町村制改革の成果をあげた」のであるが、それが明治国家体制にくみこまれた寄生地主制——「村内の有力者中心の支配体制」=「町村制」下で行われたところに、この運動の一定の限界を指定している。「濃飛日報にみる地方自治觀と町村制」(『岐阜史学』第 75 号、1982 年) 明治 20 年代の地方自治体制や地方政社の特質などを解説する上で、「地方政社や自由党系活動家の地方自治論は、非常に、重要な意味」をもつとの問題関心から、県下自由党系の機関紙＝濃飛日報の社説を中心に、当時の民権派の地方自治觀をとりあげ、「町村制」とのかかわりのなかで究明している。結論を要約しておけば、当時の自由党系活動家は、地方自治の重要性を認識しながら、自ら地方自治論を生み出すことなく、また、国会開設を円滑にするための地方自治構想であったため、市制町村制に無批判であったこと、濃飛日報の地方自治觀は「自治」と「利害」から構成されていたこと、この「自治」と「利害」の大きな障壁となった、官尊民卑の風潮ないし官権の増大＝地方自治制の特質「官治性」が、町村合併政策推進のなかで町村民に意識されていったこと、濃尾大震災後の民衆運動が、きわめて地方自治要求の色彩が強かったことから、明治 20 年代初頭の濃飛日報にみる地方自治觀の影響は多大であったことなどである。「一自由党系の新聞の創刊とその意義——岐阜県の濃飛日報を中心に——」(『史報』第 5 号、1983 年) 明治 20 年代の地方政社の動向ならびにその変質過程について、1888(明治 21) 年創刊の県下自由党系新聞「濃飛日報」を中心に考察している。具体的には、濃飛日報にたいする度重なる厳しい弾圧とその実態、弾圧にも拘らず購読者数が増加していったこと、「濃飛派」は、明治 10 年代の民権家を中心とし、その周囲に同 20 年代以降に参加する若い活動家によって構成されており、そのほとんどが濃飛日報にかかわっていたことなどを明らかにし、この「濃飛派」の動向が、濃飛自由俱楽部→岐阜進歩俱

楽部につながっていくと位置づけている。なお「濃飛日報と明治二三年の不敬罪事件」(『東海近代史研究会会報』第21号、1984年)では、県下の中心的民権家村山照吉が、1890(明治23)年2月11日付濃飛日報に載せた社説「憲法発布の第一年紀に就て」が不敬罪に問われた事件について検討している。「社説内容の評価」、「不敬罪事件と濃飛自由俱楽部との関係」、「事件と世論の問題」などは今後の研究課題としている。「岐阜の民権家後藤秀一と『渡船事件』——民権家の思想形成に関する一試論——」(『東海近代史研究』第6号、1984年)若井正「後藤秀一の『天皇不敬罪事件』」についてはすでに述べたが、この「秀一の民権運動参加以前の思想形成及びその動向」について、1877(明治10)年、彼の出身村方県郡河渡村でおきた「渡船事件」を中心に、地域とのかかわりのなかで追求している。「渡船事件」にさいし、後藤秀一は、渡船運営、渡船費賦課をめぐり、主導的に村政民主化運動を展開しているが、彼の意識変革—思想形成の大きな要因は、幕末維新期の村方騒動や農民階層分化の分析を通して知られる「明治初年の河渡村が持っていた様々な矛盾・弊害」のなかに求められている。この時点での彼の村政民主化活動と、その後の本格的民権活動における思想的高揚との関連の解明は、課題として残されている。

V

以上、岐阜県の自由民権運動に関する研究を、大まかに三つの時期に区分し、主要な成果について紹介してきたが、そこで残された問題点をふくめ、今後の研究課題につき検討を試みることとしたい。

(1) 新史料の堀りおこしと、収蔵史料の新たな視角からの分析・再検討。従来の諸研究により、県下自由民権運動の過程は、かなり明らかにされてきたが、まだ十分とはいえない。たとえば、県下初の民権政社といわれる「閑村党」の実態などは、ほとんど解明されておらず、したがって、その流れにつらなる「濃飛自由党」

の結成前の動向なども、明確化されたとはいえない。また、自由民権運動と教育との関連の問題なども未開拓の分野といえよう。個々の民権家の思想形成や活動については、多くの研究者により、多角的側面からの研究が進められてきたが、なお残された課題が多い。今後、県下自由民権研究の一段の進展をはかるためには、新史料の発掘¹⁰⁾を進めるとともに、これまでに収蔵されている史料を新しい視角から分析し、再検討する必要があると思われる。

(2) 地帯構造的視点の導入。幕末開港を契機として、封建日本は、世界資本主義体制の一環として強制的に包括されることとなり、明治政府による、急激な上からの本源的蓄積政策の強行は、自由民権期、各地域間に極端な発展の不均等状態=地域差を生み出しつつあった。岐阜県「民権運動の中核的勢力であった自由党も、県下では大体三つの地域——中津川を中心とする東濃・大垣・岐阜周辺——に分れ、その各々がそれぞれ異なった性格をもっていた」¹¹⁾のである。したがって、各地域民権運動の性格を、基礎構造との関連で明らかにするためには、地帯構造的視点からの分析が必要であると考えられる。この視点からの分析は、もとより研究の細分化をもたらすが、その過程を経た上で、それを基盤としての研究の総合化が要請されるであろう。

(3) 他地域ないし全国的自由民権分析との関連の重視。岐阜県における自由民権運動の研究は、ただ単に県内の個別実証的研究にとどまることなく、既述の村上貢・若井正氏らの研究にみられるように、他地域ひいては全国的自由民権分析との関連ないしその位置づけを、絶えず問題意識として持ち、研究の深化をはかる必要があると思われる。

(4) 政治過程と経済過程との全機構的把握。自由民権運動の過程は、政治過程であり、従来この側面からの研究は、かなり進展しているといえるが、経済的基礎構造との関連でなされた分析は、長谷川昇氏の「加茂事件」の研究など若干を除いて、あまり行われていない。さいきんの民衆運動史ないし民衆思想史研究の盛行

は、きわめて望ましいことである。しかし、社会経済史的視点を欠落させた研究は、歴史の総過程を根底において究明することには、ならないのではなかろうか。大石嘉一郎氏は、自由民権運動の果した歴史的意義を、「帝国主義段階へまさに突入せんとするような世界史的発展段階において、高度な発展をとげた先進資本主義の影響」¹⁸⁾下で行われた、「天皇制統一国家の形成過程・日本資本主義の本源的蓄積過程といふ全機構的な発展との関連において把握」するとの視角から、まずもって当段階における「経済発展構造」「経済的諸規定をうけた諸階級の対抗関係」を解明しなければならない。そのことによってはじめて、変革の政治過程に登場する社会諸階層、および彼等の政策的要求や政治意識を、「多様な抽象的諸規定の具体的統一体」として把握することができるとしている¹⁹⁾。後藤靖氏も、当時の世界史的発展段階における、「天皇制政治機構と経済的支配構造=支配機構と被支配との対抗的構造のなかに位置づけ、そのうえで運動の内部構造と展開」を把握することが、自由民権運動研究の新段階を志向する方法であると述べている²⁰⁾。こうした政治と経済との「全機構的把握」という視角からの研究には、かなり高度な理論的水準が要請されるが、課題として今後の研究に期待したい。

(5) 日本近代史への位置づけ。従来の岐阜自由民権研究において、幕末維新时期から民権運動生成期にかけての解明は、まだきわめて不十分である。とりわけ明治初年の農民騒動、なかでも、地租改正反対運動と民権運動との関連について、解明されなければならない。帝国議会開設前後における、地方政社ないし地方政治の動向などについての研究には、かなりの前進がみられるが、民権運動とのかかわりで、明治20年代以降の小作争議をふくむ農民運動などの研究の、一層の進展が期待される。自由民権期は、明治維新时期から天皇制確立期にいたるまでの時期であり、この時期は、さきにもふれたように、天皇制権力の成立過程と、世界史的規定性をうけて、急激な資本制的生産様式の採用=上からの本源的蓄積過程とが、重疊的に展開をみた時

期である。自由民権運動の展開過程を、日本近代史(前期)の全過程のなかに位置づけ、政治・経済・社会・思想の総体としてとらえることが残された大きな課題といえよう。

- 1) 歴史学研究会編『歴史と民衆』、岩波書店、1955年。
- 2) 村上貢氏の諸論文のうち、本文でとりあげる以外の主なものをあげておこう。「ある民権運動家の生涯——小池勇伝」(1)・(2)・(3)、『岐阜史学』第21~23号、1957~58年。「岐阜県における自由民権運動の一断面」、『岐阜県高校社会科教育研究会会報』第4号、1964年。「東美濃の近代——維新・民権・労働運動」、『歴史地理教育』第137号、1967年。
- 3) 岐阜県高校社会科教育研究会多治見支部郷土史部会編「自由民権新史料小池勇自叙伝」、『歴史評論』第89・90号、1957年。
- 4) 本論文の前提となっているものに、長谷川昇「愛国交親社の性格」、『歴史評論』第78号、1956年。同「岐阜加茂事件」、『日本史研究』第32号、1957年、がある。
- 5) 本稿でとりあげる『岐阜県史』・『岐阜市史』以外の各市町村史類、『岐阜県議会史』、『岐阜県警察史』などにも、岐阜自由民権運動に関するすぐれた叙述がみられるが、ここでは省略している。
- 6) 本論文をもとに、その後の研究をまとめて発表したのが、建部恒二『板垣遭難前後史談』(1984年)である。
- 7) 長谷川昇「愛知・岐阜地方の自由民権運動」、『郷土研究・岐阜』第21号、1978年、参照。
- 8) 「民権の動き」、「山田永俊の経歴」、「小野小野三『回顧録』」、『岐阜市史』史料編近代一・二、1977~78年。
- 9) 堀部松太郎については、『岐阜県史』通史編近代下、1972年。「ふるさと糸貫の歴史」、1977年。『糸貫町史』通史編、1982年、などにくわしい。
- 10) 堀部松太郎「明治十四年十一月ヨリ同年十二月三十日マテ 根尾谷段木留堰取拂ニ閔スル日記草案」(鶴飼由己氏文書)。
- 11) 若井正氏の岩田徳義に関する研究のうち、本文でとりあげる以外のものをあげておこう。「岩田徳義研究——略年譜」、『岐阜史学会会報』第6号、1978年。「板垣岐阜遭難前夜——加茂郡太田懇親会」、『郷土研究・岐阜』第20号、1978年。「岐阜県自由民権運動領袖岩田徳義の著作刊本類」、『郷土研究・岐阜』第32号、1982年。「岐阜私立学館——『麻布学館』の前身」、『東海近代史研究会会報』第13号、1982年。
- 12) 若井正「村山照吉の『酒屋会議事件』村山最甫氏の返信」、『東海近代史研究会会報』第16号、1983年。
- 13) 村上貢「民権史料紹介 小池勇日記(明治10~13年)」(1)・(2)、「弓削商船高等専門学校紀要」第5・6号、1983~84年。「史料紹介『静岡事件の回顧』と小池勇書簡」、『静岡県近代史研究』第10号、1984年。
- 14) 手塚豊・寺崎修「自由党静岡事件に関する新資料——鈴木音高外八名国事ニ閔スル供述書」、『法学研究』第55巻第2号、1982年。のち同『自由民権裁判の研究』(中)、慶應通信、1982年、所収。
- 15) 本論文の前提となっているものに、「明治二〇年

代における岐阜県民衆闘争——濃尾大震災に関連して——』、『東海近代史研究会会報』第8号、1980年、がある。

- 16) たとえば、昨1984年8月11日付『朝日新聞』によれば、本巣郡巣南町古橋、安藤幸雄氏方で、これまで「幻の新聞」ともいわれてきた1882(明治15)年、民権家岩田徳義発行の『内外教育新聞』2・3・4号が発見されている。

17) 『岐阜県史』通史編近代下、1972年、137ページ。

18) 大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』、御茶の水書房、1961年、165ページ。

19) 同上、85ページ。

20) 後藤靖『自由民権運動』、『日本史の問題点』、吉川弘文館、1965年、307ページ。